

戸田市地域包括ケア計画（案）

第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

（令和3年度～令和5年度）

— 概 要 版 —

戸田市

1. 計画策定の背景

本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」を目指し、高齢になっても市民一人ひとりが健やかで元気に安心して生活でき、他者への思いやりを持つことでお互いの人権を尊重し、支え合い、幸せを実感することでいつまでも住み続けたいと思える社会、市民自らが積極的に参画できる社会の実現に努めています。

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「生活支援サービスの推進」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」、「地域包括支援センターの機能強化」の5つの施策を重点事項として「地域包括ケアシステム」の基盤整備、深化・推進に取り組んできました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくため、高齢者の健康づくりや生きがいがづくり、「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

そこで、令和7年（2025年）を見据えた中長期的な3期目の計画として、『戸田市地域包括ケア計画（第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）』を策定します。

2. 計画の性格

■高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいがづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画
＜根拠法令：老人福祉法第20条の8＞

■介護保険事業計画

65歳以上の要介護等認定者（40～65歳における老化が原因とされる特定疾病者含む。）ができる限り住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画
＜根拠法令：介護保険法第117条＞

※両計画の関係について、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

第6期計画以降は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第8期計画では第7期計画で進めてきた地域包括ケアシステムの5つの施策（「5本柱」。3ページ参照）のさらなる充実と深化を図っていきます。

4. 基本理念

第8期計画においても、これまでの地域包括ケア計画の基本理念を継承し、戸田市第5次総合振興計画における「共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち」の実現に向けて、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

いつでも・どこでも・だれでも

- 1 いきいきと暮らす
- 2 すこやかに暮らす
- 3 安心して暮らす

5. 基本方針

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となり、本格的な超高齢社会を迎える令和7年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中長期的な計画の3期目となります。

第6期計画での基盤整備と、第7期計画での各取組みを継承しつつ、地域の実情やニーズに応じた『地域包括ケアシステムの深化・推進』を図っていくことを本計画の基本方針とします。また、以下のとおり3つの基本目標を掲げます。

基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標

1. 地域における高齢者の支援体制づくり
2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備
3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

戸田市地域包括ケア計画 【概略】

(第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

① 基本方針

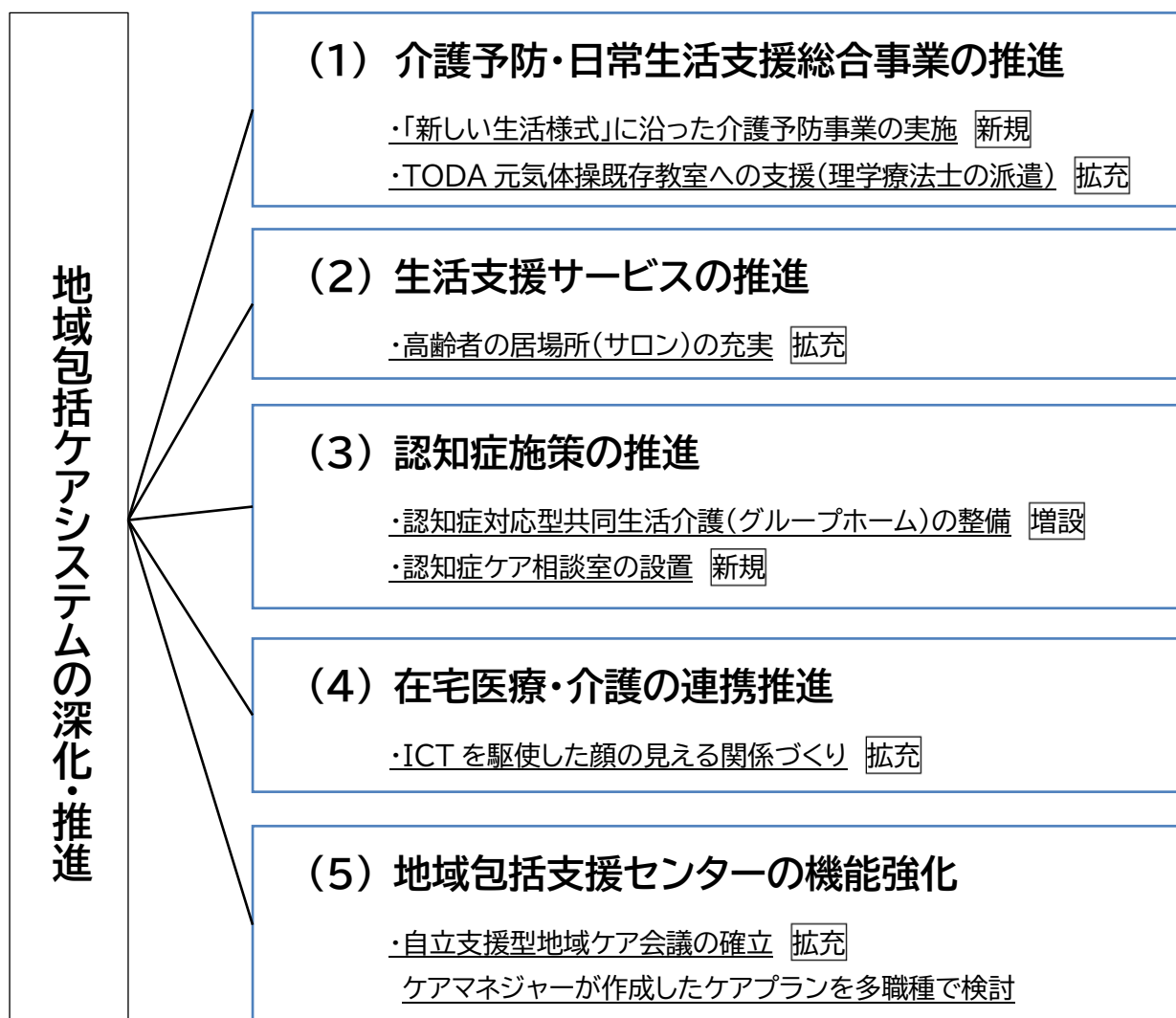
第7期計画を踏襲し、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)を見据え、引き続き、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方針とします。

② 地域包括ケアシステムの「5つの柱」

地域包括ケアシステムは、下図(1)～(5)の5つの柱(基本目標1)を中心に構築されています。

第6期計画では、各柱の基盤整備を行い、第7期計画では、この基盤を軸に各施策の深化・推進を図ってきました。

第8期計画においては、更なる進化・推進のため、以下の新規・拡充項目に取り組みます。



団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、戸田市型地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

地域包括ケアシステムのイメージ図



6. 基本目標

基本目標 1

地域における高齢者の支援体制づくり

国の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、自立支援・重度化防止に向けた取組みを強化するため保険者機能の強化を求めています。

第6期計画においては、地域包括ケアシステムの実現に向け、5つの柱に沿って基盤の整備を行い、第7期計画では、住民主体の介護予防事業など、地域の中で活動する担い手の育成や確保に取り組むとともに、本市の地域特性に応じた効果的な事業の推進を図ってきました。

第8期計画においても、情報を積極的に発信しながら、地域の人材と資源を有効に活用しつつ、住民とともに介護予防をはじめとした各施策に取り組んでいきます。その中では、「新しい生活様式」を踏まえて、感染予防対策を徹底した住民主体の介護予防・健康づくり事業を推進します。

基本目標 2

介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護保険サービスや高齢者の生活支援体制の整備が必要となります。

これまでも、地域のニーズを把握しながら「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）」の増設等、必要な介護サービスの整備を進めてきました。

今後も、介護や支援を必要とする高齢者人口の増加が予測される中、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、適正な介護サービスの提供に取り組んでいきます。

さらに、在宅生活の継続のための介護者に対する支援として、介護知識・技術の習得支援の場を設けるとともに、介護者の交流の機会などを提供します。

また、高齢者の在宅生活を支える市独自の高齢者福祉サービスを継続的・安定的に提供していけるよう、引き続きサービスの適正化を検討するとともに、整備を進めていきます。

支援が必要な高齢者へのケースワークに当たっては、地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制を強化し、対応を進めていきます。その中で、権利擁護の支援が必要な高齢者については、国が定めた方針及び本計画の中に位置づけられた「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の活用促進を図ります。

いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活をするための生きがいづくりや健康づくりが重要です。

そのため、高齢者が生涯をとおして活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識をいかしながら社会を支える一員として活躍するための支援を行います。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いを基本に、地域全体で高齢者を支えることが重要になります。

その中では、社会福祉協議会で行っている既存の支部活動やNPO等の活動をいかしつつ、関係機関と連携して高齢者の通いの場や活動の拠点の整備等、地域活動の活性化を図ります。さらに、若い世代とともに地域社会を支え、年齢を超えた交流を推進します。

これら地域活動の中では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防対策を徹底しながら各取組みを進めていきます。



マスクを着用し、間隔を取って体操をしています。



使用した椅子を参加者の方々と消毒しています。



入口で検温と手指消毒の実施

7. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け「基本目標1」の5つの柱を重点項目として事業を進めます。

基本方針	基本目標	施策の方向	基本施策
地域包括ケアシステムの深化・推進	〈基本目標1〉 地域における 高齢者の支援体制づくり 【5つの柱】	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①介護予防・生活支援サービス事業の推進
			②介護予防事業の推進
		(2) 生活支援サービスの推進	①生活支援サービスの推進
		(3) 認知症施策の推進	①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進
			②認知症支援体制の整備
	〈基本目標2〉 介護保険をはじめとした サービス基盤の整備	(4) 在宅医療・介護の連携推進	①医療・介護の情報共有支援
			②連携体制の整備・推進
		(5) 地域包括支援センターの機能強化	①地域ケア会議の強化
			②総合相談支援の充実
			③ケアマネジメントの充実
			④権利擁護支援の促進
			⑤包括的・継続的なケアマネジメントの充実
		(1) 介護保険サービスの充実	①介護給付サービスの提供
			②予防給付サービスの提供
			③介護保険サービスの基盤整備
			④地域密着型サービスの提供
			⑤相談窓口の充実
			⑥介護給付費の適正化の推進
			⑦家族介護支援
	〈基本目標3〉 生きがいを持ち 安心して暮らせる 地域づくり	(2) 高齢者の生活支援体制の整備	①高齢者福祉サービスの整備
			②高齢者福祉サービスの周知活動の実施
			③ケースワーク体制の充実
			④成年後見制度の利用促進
		(1) 高齢者の活動支援	①活動機会の拡充
			②就労機会の拡大
		(2) 健康づくりの推進	①健康づくり支援の充実
		(3) 地域活動・地域交流の支援	①地域福祉活動の活性化
			②交流・理解の促進
		(4) 地域居住のための支援	①バリアフリーの推進
			②安心・安全な生活環境づくり

8. 地域包括ケアシステムの5つの柱

施策（1） 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・日常生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく分かれます。

介護予防・日常生活支援サービス事業としては、これまでどおり、介護の専門職による訪問型サービスと通所型サービスの提供を維持していきます。

また、一般介護予防事業は、介護が必要となる前の段階から予防を行うことにより高齢者の健康と暮らしの質の向上を目指すものであり、本市では、引き続き「TODA元気体操」の支援に力を入れて取り組んでいきます。

その中では、「新しい生活様式」を踏まえ、高齢者が継続的に「TODA元気体操」に取り組めるように、屋外実施や、DVDや動画配信、オンラインによる自宅での実施等、柔軟に支援を行っていきます。



「TODA 元気体操」の目的

- ①虚弱な高齢者でも歩いて通える場所で、地域ぐるみで介護予防を行う。
- ②地域における高齢者の見守りの場をつくる。
- ③ちょっとした困りごとの助け合いの場（生活援助の提供）をつくる。

施策（２） 生活支援サービスの推進

第６期計画では、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーターの配置と、地域づくりの意見交換の場として「戸田市生活支援・介護予防体制推進協議会（協議体）」を設置し、多様な関係者が協働するための基盤を整備しました。

第７期計画では、両者が連携し、地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組むとともに、高齢者の拠点整備や、地域資源の見える化（地域資源マップの作成）を行いました。

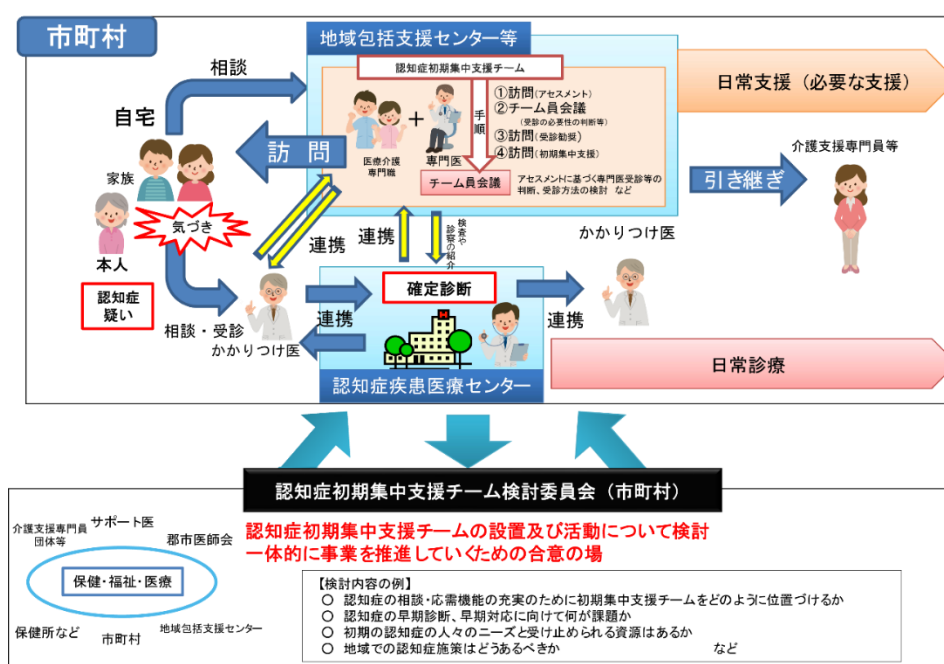
第８期計画においても、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の居場所（サロン）の立上げの支援や、地区単位での懇親会を通じた地域ニーズの把握、地域資源と地域住民とのマッチング等を進めていきます。

施策（３） 認知症施策の推進

国は、総合的に認知症対策を推進するため、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方（認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進）に沿った取組みを提唱しています。

これまで、認知症になっても、いつまでも地域で住み続けられる体制づくりのため、認知症地域支援推進員の配置や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の開設などの取組みを進めてきました。

今後も、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、相談支援体制やグループホームの整備等、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。



認知症ケア相談室の設置

認知症に関する悩みに寄り添い、正しい知識や、情報を提供し、必要なサービスへの橋渡しを行う「認知症ケア相談室」を設置します。

認知症ケア相談室は、介護の方法等、認知症の方への関わり方の支援に強みを持った相談機関であり、認知症地域支援推進員と連携して、本人・ご家族への支援を行っていきます。

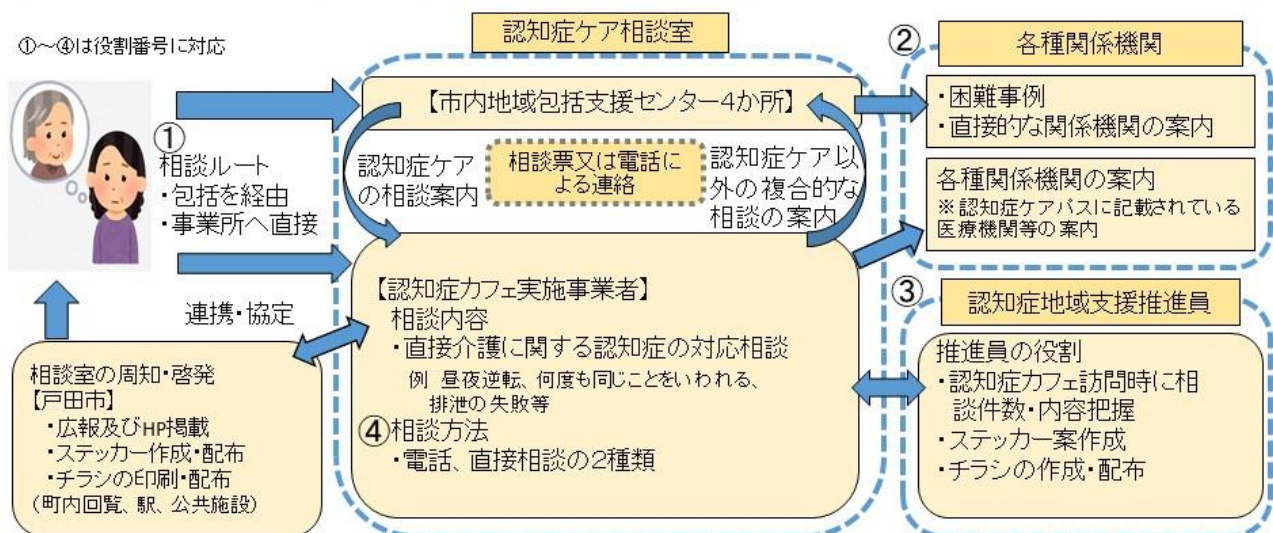
また、「みんなが知っておきたい認知症あんしん情報ガイド」（認知症ケアパス：状態に応じた適切なサービス提供の流れ）などを積極的に活用し、相談者に情報が正しく伝わるようにします。

認知症介護技術・方法についてアドバイスをできる窓口について （認知症ケア相談室）

認知症ケア相談室の役割

- ①認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。
- ②相談内容により、適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- ③地域包括支援センター等と定期的な情報提供などにより連携すること。
- ④面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及すること。

①～④は役割番号に対応



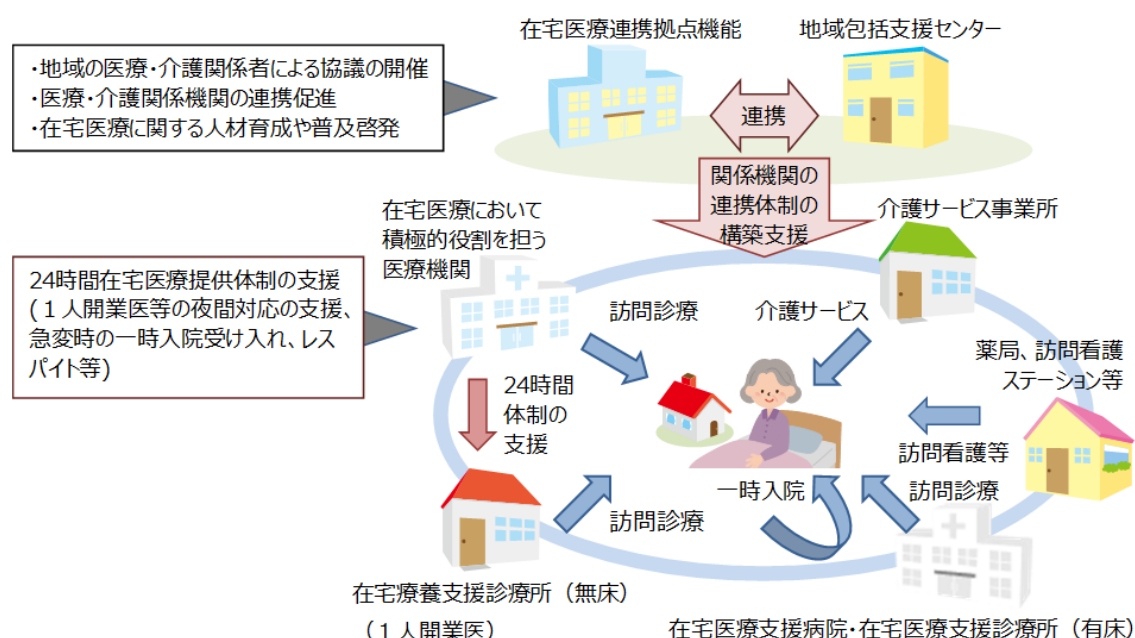
施策（４） 在宅医療・介護の連携推進

２０２５年（令和７年）には団塊の世代が後期高齢者となり、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが予測されます。

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、訪問診療等の在宅医療の提供が不可欠であり、本計画においても引き続き、医療・介護の連携推進に取り組みます。

地域で活動されている医療・介護関係者の個々の取組みが有機的に連携しながら市全域で展開されるよう、本市が関係者間の橋渡しを担い、顔の見える関係づくりを進めます。

また、「新しい生活様式」の中での関係づくりにあたっては、特に、ICT（情報通信技術）を使った医療・介護関係者間の連絡手段の強化を進めていきます。



施策（５） 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。

本市では、平成29年4月1日に「戸田市新曽地域包括支援センター」（下図1）を設置し、市内4か所に地域包括支援センターを配置したことで、今まで以上に市民に身近できめ細やかな対応ができるようになりました。

地域包括支援センターの運営に当たっては、業務の円滑、効率的な実施、適切、公平中立的な運営を行うことを目的として策定した「地域包括支援センター運営方針」に基づき業務を推進します。

また、効果的な支援体制の構築のため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動等の様々な社会資源が有機的に連携できる環境整備を行います。これらの連携体制を支えるためには、多職種協働によるネットワークを構築することが必要であり、各地域包括支援センターは、地域ケア会議や協議体への参加を通じて、町会連合会、民生委員協議会、ケアマネ会等との関係づくりに努めていきます。

加えて、令和2年度よりスタートした、多職種が連携してケアマネジメントを支援する「自立支援型地域ケア会議」（下図2）について、今後も、開催を重ねていくことで、高齢者一人ひとりの課題解決を図るとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方を関係機関で共有します。

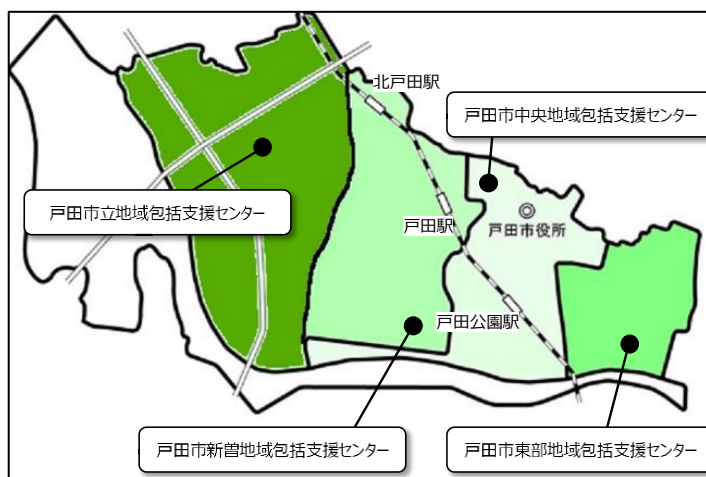


図1 地域包括支援センターの位置



図2 自立支援型地域ケア会議の様子

